

質問第五回号

昭和二十八年十二月一日提出

鉱区侵害に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年十二月一日

衆議院議長 堤

康次郎殿

提出者 齋木重一

鉱区侵害に関する質問主意書

群馬県高崎市乗附所在の亜炭鉱区第百四十五号区の一部が同所第百四号鉱区(所有者興亜炭鉱)によつて侵害されていることが通商産業省通商産業事務官(産業局大島信雄氏)の昭和二十八年十月一日より七日間にわたる測量の結果明りようになりましたが、この場合、侵害された第百四十五号鉱区所有者の損害賠償の方法について法的見解を質問したい。

なお、第百四号鉱区所有者は第百四十五号鉱区に至るため中間における国有地を侵害しているが、これについて、国(政府)の取扱い如何。

右質問する。